

人 事 院 会 議 議 事 錄

会 議 日

令和7年10月2日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (公平審査局)
役田局長、吉田審議官、植田首席審理官、鈴木審理官

議 題

- 納入審査申立事案に関する決定
令和6年第35号事案
申立内容：別居している子2名を扶養親族と認定し扶養手当を支給すること

議事の概要

- 議題「令和6年第35号事案」について、担当局から、申立人は扶養の事実等を証明するに足る書類の提出ができておらず、申立人の子らが扶養親族に該当することの事実確認ができないとして扶養手当を不支給とした当局の対応に不当な点は認められず、本件給与決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。